

生徒会役員選挙の手引



宮崎県ご当地めいすいくん
「神楽めいすいくん」

西都市選挙管理委員会

明るい選挙西都市推進協議会

も く じ

1	はじめに	2
2	選挙について	
	(1) 選挙の大切さ	2
	(2) 選挙権の歴史	2
	(3) 選挙における基本原則	3
	(4) 投票率の低迷	3
3	生徒会役員選挙のながれ	
	(1) 選挙を行うことが決まったら	5
	(2) 選挙の日程が決まったら	7
	(3) 立候補を受け付けましょう	12
	(4) 選挙運動ってどうやるの？	12
	(5) 投票しましょう	14
	(6) 開票しましょう	15
	(7) 当選者を決めましょう	16
	(8) 当選者が決まったら	17
4	おわりに	18

1 はじめに

この手引は、もうすぐ有権者になる皆さんに選挙を正しく理解していただき、実際の選挙に近い形で生徒会役員選挙を行っていただくために作成したものです。

これからの学校選挙の参考にしていただくことで、皆さんが少しでも選挙について興味を抱かれることを期待します。

2 選挙について

(1) 選挙の大切さ

国の政治に国民が参加し、国民の意思によって政治がおこなわれることを民主主義といいます。私たちは、選挙によって私たちの代表者を選び、その代表者が政治を行っています。

選挙は民主主義の基本であり、選挙で投票することは、私たちが政治に参加するための大切な機会です。みなさんも18歳になると、選挙権が与えられ、投票に参加することができるようになります。

私たちが選挙で選ぶことのできる代表者は次の人たちです。

- ① 国会議員（衆議院議員と参議院議員）
- ② 県知事
- ③ 県議会議員
- ④ 市町村長
- ⑤ 市町村議会議員

私たちの生活をよりよくするためには、私たちがすすんで投票に参加し、私たちの代表者としてふさわしい人を選ぶことが大切です。



選挙に行って誰を選ぶかで、ぼくたちの生活も変わってくるんだね。

(2) 選挙権の歴史

日本で初めて選挙が行われたのは、1890年(明治23年)の衆議院議員選挙です。この選挙で投票することができたのは、直接国税を15円以上納めている満25歳以上の男性だけで、全人口の1%の人しか投票できませんでした。また、この頃の選挙は、今とちがいで、投票用紙に投票者の氏名を記入する公開制で行われていました。

その後、少しずつ選挙権が見直され、1900年には直接国税を10円以上納めてい

る満 25 歳以上の男性が投票できるようになりましたが、それでも全人口の 2.2% にすぎず、さらに、1919 年には直接国税を 3 円以上納めている満 25 歳以上の男性に選挙権が与えられましたが、それでも全人口の 5.5% ほどでした。

さらに、1925 年には、納税要件が撤廃され、すべての 25 歳以上の男性が投票できるようになり、1945 年からは 20 歳以上のすべての国民が投票できるようになりました。また、2016 年の参議院議員通常選挙からは、満 18 歳以上のすべての国民が投票できるようになります。

このように、選挙権が拡大されていった背景には、多くの先人たちの命を懸けた闘いがありました。特に、女性の選挙権獲得においては、第一次世界大戦後から女性の社会参加が盛んになり、当時の女性たちが努力を続けた結果、終戦後によく女性の政治参加が認められるようになりました。

今、西都市では全人口の 8 割以上が選挙権を持っています。この選挙権は、先人たちの思いのこもった重みのある 1 票なのです。

(3) 選挙における基本原則

選挙には大切な 5 つの原則があります。

- ① 普通選挙の原則 … 性別や納税額などに関係なく、選挙権や被選挙権が認められます。
- ② 平等選挙の原則 … 性別や社会的身分に関係なく、平等に 1 人 1 票の権利が与えられます。
- ③ 直接選挙の原則 … 有権者が直接代表者を選ぶことができます。
- ④ 自由選挙の原則 … 有権者は自分の考えで自由に投票することができます。
- ⑤ 秘密選挙の原則 … 誰が誰に投票したかなどの投票の秘密は必ず守られます。

(4) 投票率の低迷

選挙で投票した人の割合を投票率といいます。

日本における選挙では、投票率が低下し続けており、平成 26 年 12 月に行われた衆議院議員選挙では全国平均 52.66%、平成 28 年 7 月に行われた参議院議員選挙でも 54.70%となっています。

これに対して、イタリアやオーストラリアでは投票が国民の義務（日本では投票は国民の権利）になっているため、投票率が 90%を超えています。

また、北欧のスウェーデンでは、投票が義務ではありませんが、投票率が高く、注目されています。スウェーデンでは、若者の投票率も高く、18 歳から 29 歳の投票率は 80%近くになっています。この国では、若者が学校選挙により投票の方法を学んでいるため、有権者になったときにスムーズに投票できると言われています。

ここで、最近の西都市での選挙における投票率を見てみましょう。
参議院議員選挙、衆議院議員選挙においては、全国平均を下回り、およそ2人に1人は投票に行っていないことになります。

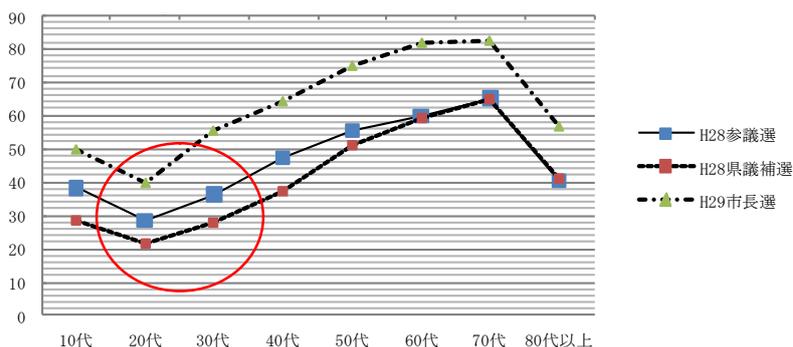
選挙の名称	男性	女性	全体
H26 西都市議会議員選挙	65.97%	66.71%	66.37%
H26 衆議院議員総選挙	49.46%	47.75%	48.55%
H26 県知事選挙	46.69%	47.28%	47.01%
H28 参議院議員通常選挙	50.37%	48.63%	49.44%
H28 県議会議員補欠選挙	45.92%	45.69%	45.80%
H29 西都市長選挙	66.69%	68.31%	67.55%

投票率 50%を下回るケースが多くなってるね。どうしてだろう？



新聞やテレビでも、「投票率が過去最低」「若者の投票率が低い」とよく耳にします。たしかに、年々投票率は下がり、特に若い世代の投票率はかなり低くなっています。さらに10代と20代を比較すると20代の投票率が低い傾向にあります。

【グラフ】年代別投票率



「1人くらい」とか「自分が投票しても」なんて考えはダメだぞ！

私たちの将来のためにも大切よ！



3 生徒会役員選挙のながれ

(1) 選挙を行うことが決まったら

① 選挙管理委員を決めましょう

選挙管理委員会は、選挙事務の管理を行う組織です。

選挙管理委員会の構成については、選挙管理委員と事務局担当者を決めます。選挙管理委員は先生方から4名選出し、委員長を校長先生、委員長職務代理者(委員長が不在のときに代わってその職務を行う者)を教頭先生にお願いするとよいでしょう。

また、事務局担当者の人数は、学校の規模などによって異なりますが、各学年から3名程度を選出するとよいでしょう。

(選挙管理委員会の主な仕事)

- ア 投票や開票を行う日を決定する。
- イ 立候補受付や投開票の準備をする。
- ウ 立候補者や運動員に対し、選挙運動について指導する。
- エ 正しく投開票作業を行う。



② 選挙執行計画を決めましょう。

選挙を行うことが決まったら、選挙管理委員会では、次の事柄を決めます。

ア 立候補受付の日時及び場所

市長選挙や市議会議員選挙では、投票日の7日前の日を選挙期日の告示日とし、この日1日間のみ立候補受付を行います。生徒会選挙では、投票日の1週間ほど前に立候補受付を行うようにするとよいでしょう。

イ 投票の日時及び場所

ウ 開票の日時及び場所

エ 告示(関係書類の掲示)の場所

告示とは、必要な事柄を掲示板などを利用して、多くの人に知らせることをいいます。投票の日時や場所などの大切な事柄は全校生徒の目につく場所に掲示しましょう。

オ 選挙運動の期間及び方法

一般の選挙では、選挙運動の期間や方法が公職選挙法で厳しく制限されています。生徒会役員選挙においても、各学校の実情に応じて、選挙運動の期間や方法などをあらかじめ決めておく必要があります。

カ 選挙事務の日程や担当など

選挙人名簿の作成、選挙公報の作成や配布、投票用紙の作成などの選挙事務

の日程や担当者などを決めます。

なお、投開票作業については、選挙管理委員会のメンバーだけでは手が足りなくなることも考えられます。作業当日のみ、学級委員などの協力をお願いするとよいでしょう。

協力しながら計画的に準備をすすめてね。



【選挙執行計画の例】

西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙執行計画		
月	日	日 程
〇月	1日 (火)	選挙執行計画の決定
〇月	2日 (水)	
〇月	3日 (木)	選挙人名簿作成 入場券作成
〇月	4日 (金)	選挙期日等の告示
〇月	5日 (土)	
〇月	6日 (日)	
〇月	7日 (月)	事前説明会(放課後)
〇月	8日 (火)	
〇月	9日 (水)	選挙器材借受
〇月	10日 (木)	立候補受付(放課後) 選挙公報申請受付(放課後)
〇月	11日 (金)	選挙公報印刷
〇月	12日 (土)	
〇月	13日 (日)	
〇月	14日 (月)	選挙公報配布 投票用紙印刷 入場券配布
〇月	15日 (火)	校内放送(給食時)
〇月	16日 (水)	
〇月	17日 (木)	立会演説会・投票(5・6校時) 開票(放課後)
〇月	18日 (金)	開票結果の発表 選挙会(放課後)
〇月	19日 (土)	
〇月	20日 (日)	
〇月	21日 (月)	当選証書付与(全校集会にて)

(2)選挙の日程が決まったら

① 選挙期日を告示しましょう

一般の選挙では、選挙期日の告示日(又は公示日)に立候補受付を行います。生徒会役員選挙では、あらかじめ候補者を選出する期間が必要ですから、立候補受付日の数日前に選挙期日の告示を行うとよいでしょう。

【選挙期日の告示の例】

西都市立〇〇中学校選挙管理委員会告示第 号				
任期満了による西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙を次のとおり執行する。				
1	投票の日時	平成 年 月 日 (曜日)	時より	
2	投票の場所	体育館		
3	選挙すべき役員の数	人		
4	立候補受付日	平成 年 月 日 (曜日)		
平成 年 月 日				
西都市立〇〇中学校選挙管理委員会 委員長				

② 立候補受付の準備をしましょう

立候補受付をスムーズに行うことができるように事前説明会を行います。

事前説明会では、立候補予定者に対して、届出用紙の書き方や選挙の日程、選挙運動について説明します。

特に、選挙運動については、公平性を保つため、その方法や時間について学校内で統一し、候補者に確実に伝えましょう。

事前説明会では、次のような書類を立候補予定者に配布します。

ア 候補者届出書

イ 選挙公報掲載申請書

ウ 候補者のしおり(選挙運動に関する決め事を書いたもの)

また、届出書類の事前審査を行うと、立候補受付をスムーズに行うことができ

ます。

【候補者届出書様式例】

受付番号	第	号	受付日時	平成	年	月	日	時	分
平成 年度 西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙候補者届出書									
西都市立〇〇中学校選挙管理委員会委員長 殿									
年 組									
候補者氏名									
私は、平成 年度 西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙において、立候補することを届出ます。									
応援演説者					年	組	_____		
選挙責任者					年	組	_____		

【選挙公報掲載申請書様式例】

選挙公報掲載申請書																	
西都市立〇〇中学校選挙管理委員会委員長 殿																	
年 組																	
候補者氏名																	
私は、選挙公報の掲載を受けたいので、下記のとおり掲載文を添えて申請します。																	
<table border="1"><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr></table>	<table border="1"><tr><td>○</td><td>年</td></tr><tr><td>○</td><td>組</td></tr><tr><td>△</td><td></td></tr><tr><td>×</td><td></td></tr></table>	○	年	○	組	△		×	
.....										
○	年																
○	組																
△																	
×																	
																	

③ 選挙運動の準備をしましょう

選挙運動は、立候補者が自分をアピールする大切な機会です。

各学校における選挙運動の方法に従って、選挙運動で使用する用品を準備します。

立候補者によって不公平が生じないように、選挙運動で使用できる用品の大きさや数は統一し、あらかじめ立候補者に周知しておきましょう。

【選挙運動用のぼり旗の例】

候補者	○ ○ 中学校生徒会役員選挙	平成	第
		年	号
		月	
		日	
		執行	
○ ○ 中学校選挙管理委員会			

【選挙運用腕章の例】

第	号の				
	平成	年	月	日	執行
	○ ○				中学校生徒会役員選挙
候補者					運動員
	○ ○				中学校選挙管理委員会

一般の選挙では、選挙運動期間中に立候補者が街頭演説などを行うときには、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければなりません。

また、選挙運動員は選挙管理委員会が交付する腕章を着けることになっています。

模造紙などで工夫して作るとよいでしょう。

【選挙運動用たすきの例】

候補者	○ ○ 中学校生徒会役員選挙	平成	第
		年	号
		月	
		日	
		執行	



【選挙運動用ポスター掲示板の例】

⑤	③	①	表示部
⑥	④	②	⑦

【表示部記載例】

○○中学校生徒会役員選挙ポスター掲示板
 月 日（ 曜日）は
 生徒会役員選挙の投票日です。

◎ 注 意

- 1 ポスターは、指定された番号の区画にはつ
てくください。
- 2 この掲示板は、○○中学校生徒会役員選挙
の候補者以外は使用できません。
- 3 この掲示板をこわしたり、ポスターを破つ
たりしてはいけません。

○○中学校選挙管理委員会

一般の選挙で使用できる選挙運動用ポスターの大きさは長さ42cm、幅30cm以内と決められています。また、決められた掲示板以外に掲示することはできません。生徒会役員選挙では、掲示できるスペースを考えてサイズを決めるとよいでしょう。

④ 投票の準備をしましょう

投票では、すべての有権者が間違いなく投票できるようにすることが大切です。次のものを準備しましょう。

また、準備するときには内容をよく確認しましょう。

ア 選挙人名簿

投票を行うためには、選挙人名簿に掲載されていなくてはなりません。
クラスごとに名簿を準備し、チェックするとよいでしょう。

イ 投票所入場券

あらかじめ投票所入場券を配布すると、投票受付をスムーズに行うことができます。

ただし、投票所入場券を持っている場合でも、本人であるかどうかの確認はしっかり行いましょう。

【投票所入場券の例】

西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙				入場券	
投票日時		平成 年 月 日 時から 時まで			
学年	名簿番号	投票所	〇〇中学校体育館		
性別	氏名	到着番号			

ウ 投票用紙

投票には2つの方法があります。

自書式投票 … 候補者の氏名を記入する方法

記号式投票 … あらかじめ印刷してある候補者の氏名に○などの印を記入する方法

【投票用紙の例】

○自書式投票

候補者氏名	<p style="text-align: center;">西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙投票用紙</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p style="text-align: center;">一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと</p> <p style="text-align: center;">二 候補者でない者の氏名は書かないこと</p>

○記号式投票

			学年	候補者氏名	記入欄

西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙投票用紙

○ 注 意

一 投票する人に○を書いてください

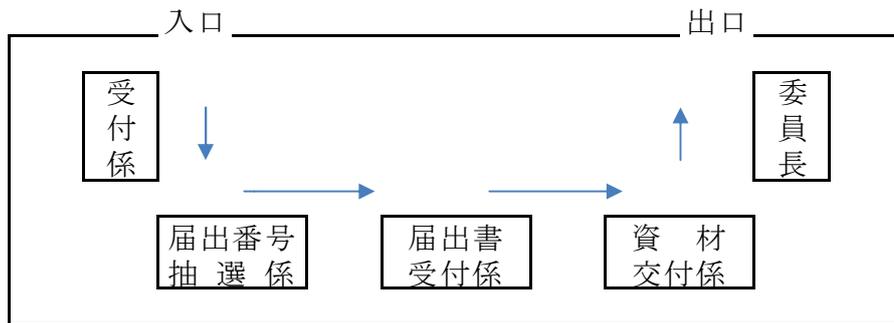
二 ○以外の記号をかいたものや必要以上の○が記入してあるものは無効となります

生徒会役員選挙の場合は、記号式投票にすると、スムーズに開票を行うことができるでしょう。

(3) 立候補を受け付けましょう

① 立候補受付会場

立候補受付会場は下の見取図のように準備します。



② 受付のながれ

- ア 受付係 … 立候補届出に必要な書類を持参しているか確認し、届出番号を交付する。
- イ 届出番号抽選係 … 受付開始時刻前に到着した者が2人以上いる場合は抽選により順番を決める。
- ウ 届出書受付係 … 届出書などの必要書類が正しく記入されていることを確認し、受付番号を交付する。
- エ 資材交付係 … 選挙運動に必要な資材などを交付する。



ポスターを掲示する順番や立会演説の順番も受付番号順にするとわかりやすいよ。

(4) 選挙運動ってどうやるの？

一般の選挙では、立候補の受付終了時から投票日前日までの間、候補者や選挙運動員が選挙運動をできます。

生徒会役員選挙でも、各学校で選挙運動の方法や時間、場所などを決めておく

とよいでしょう。

① 校内演説

候補者はあらかじめ決められた時間に決められた範囲内において、のぼり旗やたすきを使い、支持を訴えます。運動員も腕章を着けることとします。時間や場所は登下校時や昼休み時間に、場所は学校内のみとするとよいでしょう。

このとき、他の候補者を批判するような発言をしないように注意しましょう。校内演説を行う際には、事務局から投票の日時や方法などを全校生徒に伝えましょう。

② ポスターの掲示

選挙管理委員会が決めたポスター掲示場にあらかじめ決められた大きさのポスターを掲示します。ポスターの記載内容については自由としてよいでしょう。

③ 選挙公報

立候補受付のときに選挙公報掲載申請書を提出してもらいます。これを印刷し、全校生徒に配布します。

【選挙公報の例】

西都市立〇〇中学校生徒会役員選挙公報		
投票日は 月 日 () です		
③	②	①

※ 選挙公報は候補者の公約などを書いた大切なものです。

間違いを防ぐため、候補者から提出された掲載文をそのまま貼り付けてもよいでしょう。ただし、原稿の大きさや色の濃淡など候補者によって違いが生じないように十分注意しましょう。

余白等を利用して、投票の日時や方法などを全校生徒に伝えましょう。

④ 校内放送

候補者または運動員に、決められた順番に決められた時間で校内放送による選挙運動を行わせます。

⑤ 立会演説会

立会演説会は候補者が自分の考えを全校生徒に伝えることのできる最も有効な機会です。投票日当日に全校生徒を集めて行うとよいでしょう。この場合も、

演説の順番や時間など不公平が生じないように注意してください。

(5) 投票しましょう

① 投票会場の準備

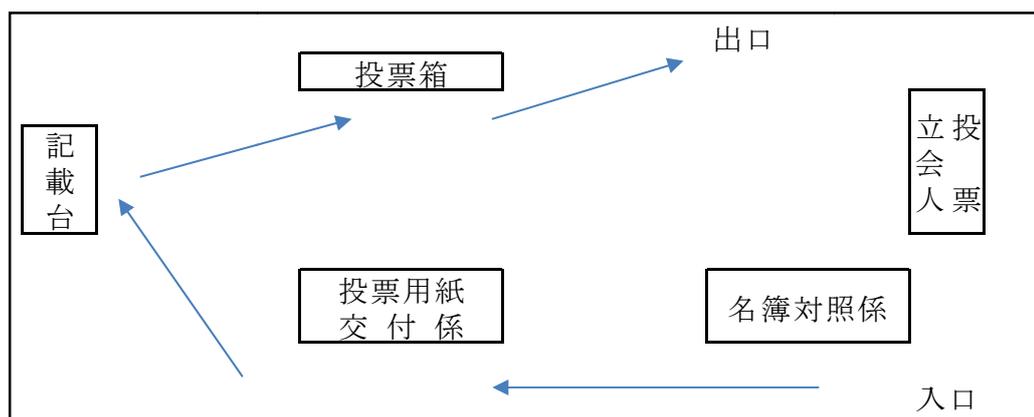
一般の選挙では、1つの投票所に次の係員を配置します。

- ア 投票管理者
- イ 庶務係（投票管理者の職務代理者を兼ねます。）
- ウ 受付係
- エ 名簿対照係
- オ 投票用紙交付係



このほかに、投票が正しく行われるように各投票所において2～3人の投票立会人を選任しています。

【投票会場の例】



- ※ 投票所内は一方通行になるように配置しましょう。
投票立会人は投票所内が見渡せるように配置しましょう。

② 投票の方法

- ア 名簿対照係で、入場券を提出し、選挙人名簿のチェックを受ける。
- イ 投票用紙交付係で、投票用紙を受け取る。
- ウ 記載台で投票用紙に記入し、投票箱に入れる。

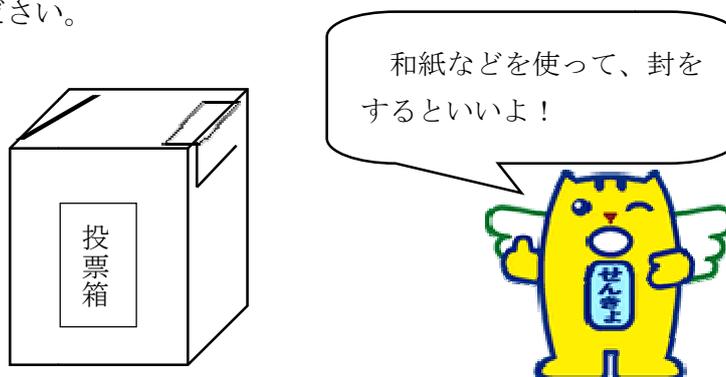
③ 投票所での注意

- ア 名簿対照係では、投票に来た人の氏名をよく確認し、投票者数を間違いのないようチェックしてください。
- イ 投票用紙は1人に1枚ずつ確実に渡してください。
- ウ 記載台では投票に関する話を話さないよう十分注意してください。
- エ 投票用紙を持ち帰ることのないよう注意してください。

- オ 投票を終えた人が投票所内にとどまることがないように注意してください。
- カ 投票事務を行う人や投票立会人も1人の有権者です。交替で投票できるようにしましょう。

④ 投票箱の取扱いについて

- ア 1番最初に投票を行う人は、投票前に、投票箱が空であることを確認してください。2つ以上の投票箱を使用する場合は、それぞれについて確認が必要です。
- イ アの確認が終わったら、投票箱に封をし、投票中は何があっても開けないようにしてください。



(6) 開票しましょう

① 開票のながれ

一般の選挙では、次のように開票作業を行っています。

- ア 区分係 … 投票箱から投票を取り出し、よく混ぜ合わせた後、候補者ごとに区分します。
- イ 判定係 … どの候補者の票かわからないものや何を書いているのかわからないものなどの有効、無効を判定します。
- ウ 第1点検係 … 区分されたものの中に他の候補者の票が混じっていないか確認します。
- エ 第2点検係 … 第1点検係で確認された票をもう一度確認します。
- オ 第1計数係 … 各候補者ごとに分けられた票を機械で計数し、100票ごとの束にします。
- カ 第2計数係 … 第1計数係で作られた100票の束が正確であるか確認します。
- キ 開票立会人 … すべての投票を確認し、開票が正しく行われているかについて確認します。
- ク 開票管理者 … 開票全体の責任者であり、投票が有効であるか無効であるかを決定します。

ケ 集計係 … 確認の終わった投票の集計を行います。

【生徒会役員選挙における開票作業のながれ】



各学校の状況にあわせて開票を行ってください。開票は、できるだけ広い場所で行うとスムーズに作業ができるでしょう。

② 開票における注意点

- ア 投票用紙をなくしたりしないよう注意してください。
- イ 間違いのないように慎重に開票してください。
- ウ 投票者数と投票総数が同じかどうか確認してください。
- エ 後から確認できるように記録を残してください。
- オ 疑問票については、先生方と話し合い、有効か無効かを決定してください。あらかじめ判断基準を決めておくとよいでしょう。疑問票には次のようなものがあります。
 - ・ 記入欄以外に何らかの記入があるもの。
 - ・ 自書式投票においては候補者以外の氏名、記号式投票においては決められた印以外の記入があるもの。
 - ・ 誰に投票したか判断できないもの
 - ・ 何も記入されていないもの
- カ 点検・集計などの重要な作業は必ず2人以上で行ってください。
- キ 「投票の中にどんなものがあったか」などを外部の人に教えたりしてはいけません。

(7) 当選者を決めましょう

開票が終了したら、選挙会を開き、当選人を決定します。

選挙会では

- ① 各候補者の得票数の報告
- ② 当選人の被選挙権の確認
- ③ 当選人の決定

開票が終わったら、すぐに選挙会を開きましょう。



を行います。選挙の結果を残すための選挙録を作るとよいでしょう。

(8) 当選者が決ったら

① 当選者の発表

当選者の発表は、告示により行います。校内の決められた場所に掲示してください。内容は、当選者の学年と氏名のみとするのがよいでしょう。

西都市立〇〇中学校選挙管理委員会告示第 号
平成 年 月 日執行の生徒会役員選挙において当選人となった者を次のとおり告示する。
平成 年 月 日
西都市立〇〇中学校選挙管理委員会 委員長
1 年 組
2 年 組
3 年 組

② 当選証書を付与しましょう

当選者の告示が終了したら、当選者に当選証書を付与します。

西都市立〇〇中学校 年	当 選 証 書
右は西都市立〇〇中学校において生徒会役員に当選したことを証明するためここに当選証書を付与する	
平成 年 月 日	
西都市立〇〇中学校選挙管理委員会 委員長	



4 おわりに

この手引は、選挙を正しく理解し、生徒会選挙等を行うときの参考にさせていただくために作成したものです。実際の選挙を行うときには、学校の実情に合わせて変更したり、省略したりすることも可能です。

少しでも、実際の選挙に近い形での選挙を体験していただけたら幸いです。

なお、わからないことがありましたら、西都市選挙管理委員会までおたずねください。

生徒会役員選挙の手引

平成27年9月 作成

平成29年6月 改訂 ※投票率など軽微な改訂

西都市選挙管理委員会
明るい選挙西都市推進協議会
西都市聖陵町2丁目24番地
電話 43-3418
FAX 43-3418

私たちはきちんと投票することを誓います！

